

平成 29 年

舞鶴市議会 9 月定例会議案

第 79 号議案～第 97 号議案

平成 29 年 8 月 30 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 79 号 議案	平成 29 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 2 号)	別 冊
第 80 号 議案	平成 29 年度 舞鶴市水道事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 81 号 議案	平成 29 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 82 号 議案	平成 29 年度 舞鶴市介護保険事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 83 号 議案	平成 28 年度 舞鶴市一般会計決算の認定について	1 決算書 等別冊
第 84 号 議案	平成 28 年度 舞鶴市水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について	3 決算書 等別冊
第 85 号 議案	平成 28 年度 舞鶴市病院事業会計の決算の認定及び資本剰余金の処分について	6 決算書 等別冊
第 86 号 議案	平成 28 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計決算の認定について	7 決算書 等別冊
第 87 号 議案	平成 28 年度 舞鶴市簡易水道事業会計決算の認定について	8 決算書 等別冊
第 88 号 議案	平成 28 年度 舞鶴市土地建物造成事業会計決算の認定について	9 決算書 等別冊
第 89 号 議案	平成 28 年度 舞鶴市貯木事業会計決算の認定について	10 決算書 等別冊
第 90 号 議案	平成 28 年度 舞鶴市下水道事業会計決算の認定について	11 決算書 等別冊
第 91 号 議案	平成 28 年度 舞鶴市駐車場事業会計決算の認定について	12 決算書 等別冊
第 92 号 議案	平成 28 年度 舞鶴市介護保険事業会計決算の認定について	13 決算書 等別冊

第 93 号 議 案	平成 28 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計決算の認定について	14 決算書 等別冊
第 94 号 議 案	舞鶴市総合計画審議会条例制定について	15
第 95 号 議 案	舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	18
第 96 号 議 案	舞鶴市文化振興条例の一部を改正する条例制定について	19
第 97 号 議 案	公有水面埋立てに関する意見について	20

第 83 号議案

平成 28 年度舞鶴市一般会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度舞鶴市一般会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市一般会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粹

(決算)

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後 3 箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

5 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

第 84 号議案

平成 28 年度舞鶴市水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、平成 28 年度舞鶴市水道事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第 32 条第 2 項の規定により、平成 28 年度同事業会計の利益の処分について、議会の議決を求める。

平成 29 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市水道事業会計の決算の認定を受けるとともに、利益の処分を行いたいの
で提案する。

参 考

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号) 抜 粋

(決算)

第 30 条 管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類をあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 監査委員は、前項の審査をするにあたっては、地方公営企業の運営が第 3 条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて、特に意を用いなければならない。

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後の最初の定例日(同条第 6 項に規定する定例日をいう。))に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。

5 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

6 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7 第 1 項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従って作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。
(剰余金の処分等)

第 32 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない

ない。

- 2 每事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。
- 3 每事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

(第4項 略)

第 85 号議案

平成 28 年度舞鶴市病院事業会計の決算の認定及び資本剰余金の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、平成 28 年度舞鶴市病院事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第 32 条第 3 項の規定により、平成 28 年度同事業会計の資本剰余金の処分について、議会の議決を求める。

平成 29 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市病院事業会計の決算の認定を受けるとともに、資本剰余金の処分を行いたいので提案する。

第 86 号議案

平成 28 年度舞鶴市国民健康保険事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度舞鶴市国民健康保険事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市国民健康保険事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 87 号議案

平成 28 年度舞鶴市簡易水道事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度舞鶴市簡易水道事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市簡易水道事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 88 号議案

平成 28 年度舞鶴市土地建物造成事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度舞鶴市土地建物造成事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市土地建物造成事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 89 号議案

平成 28 年度舞鶴市貯木事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度舞鶴市貯木事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市貯木事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 90 号議案

平成 28 年度舞鶴市下水道事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度舞鶴市下水道事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市下水道事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 91 号議案

平成 28 年度舞鶴市駐車場事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度舞鶴市駐車場事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市駐車場事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 92 号議案

平成 28 年度舞鶴市介護保険事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度舞鶴市介護保険事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市介護保険事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 93 号議案

平成 28 年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算について、議会の認定を受けたいので提案する。

第 94 号議案

舞鶴市総合計画審議会条例制定について

舞鶴市総合計画審議会条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市総合計画審議会条例

(設置)

第 1 条 本市における総合計画(総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本構想を実現するための実行計画をいう。以下同じ。)に関する事項を調査し、及び審議するため、舞鶴市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定、実施その他必要な事項について、調査し、及び審議するとともに、その結果を答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内の各種団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様と

する。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策推進部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

(招集の特例)

- 3 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議及び委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

提案理由

本市の総合計画に関する事項を調査し、及び審議するため、総合計画審議会を設置することとし、その組織、運営等の必要な事項を定めたいので提案する。

第 95 号議案

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市介護保険条例の一部を改正する条例

舞鶴市介護保険条例(平成 12 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条中「第 1 号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険法の改正に伴い、正当な理由なしに同法第 202 条第 1 項の規定による文書等の提出命令に従わなかった場合等に 10 万円以下の過料に処する者を追加したので提案する。

第 96 号議案

舞鶴市文化振興条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市文化振興条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市文化振興条例の一部を改正する条例

舞鶴市文化振興条例(平成 27 年条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

文化芸術振興基本法の改正に伴い、引用する同法の題名を改めたいので提案する。

第 97 号議案

公有水面埋立てに関する意見について

市内和田地区に係る公有水面埋立てに関し、下記のとおり意見を述べることに
ついて公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 3 条第 4 項の規定により議会の議決
を求める。

記

異 議 な し

平成 29 年 8 月 30 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

提案理由

和田地区に係る公有水面の埋立てに関し意見を述べたいので提案する。

参 考

公有水面埋立法第 3 条第 1 項の規定による市内和田地区に係る公有水面埋立ての概要

1 出願人の住所及び名称

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府

2 埋立区域

舞鶴市字和田小字浜田 1074 番及び 1075 番の前面の国有地地先公有水面

3 埋立面積

653.59 m²

4 埋立ての目的

平成 8 年に改訂された舞鶴港港湾計画に基づく和田地区のふ頭用地を確保するため、公有水面を埋め立てるものである。

5 埋立地の用途

ふ頭用地

6 埋立てに関する工事の施行に要する期間

着工の日から 5 年

参 考

公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号) 抜 粋

- 第 3 条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第 2 項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ 3 週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 2 都道府県知事前項ノ告示ヲ為シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ関係都道府県知事ニ通知スベシ
 - 3 第 1 項ノ告示アリタルトキハ其ノ埋立ニ関シ利害関係ヲ有スル者ハ同項ノ縦覧期間満了ノ日迄都道府県知事ニ意見書ヲ提出スルコトヲ得
 - 4 市町村長第 1 項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス